

令和6年度 償却資産申告の手引き

岩 沼 市

固定資産税は土地や家屋のほか、事業用資産（償却資産。以下「資産」という。）も課税の対象となります。

資産を所有している方は、地方税法第383条の規定に基づき、毎年1月1日現在で所有している資産を申告していただくこととなりますので、申告書に所要の事項を記入の上、申告期限までに申告されますようお願いいたします。

申告期限	令和6年1月31日（水）
申告書 提出先	〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号 岩沼市役所市民・税務課 固定資産税係
電話	0223-23-0732

申告書様式や申告書の記載方法等は市ホームページに掲載しています。

（岩沼市ホームページ>暮らし・手続き>税金・保険料>固定資産税・都市計画税>令和6年度償却資産の申告について）

I 資産の申告について

1 申告が必要な方

令和6年1月1日現在、岩沼市内で事業を営んでいる方で事業の用に供する資産を所有している方、又は岩沼市内の事業者に資産を貸し付けている方（リース事業者等）です。

2 申告内容

(1) 前年に引き続き申告する場合

前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間）にあった資産の異動（増減、及び修正）について申告してください。前年中に資産の異動がなかった場合や、岩沼市内に申告すべき資産がなくなった場合及び廃業・解散・転出等があった場合は、申告書の「備考」欄にその旨を記入してください。

(2) 初めて申告する場合

令和6年1月1日現在、岩沼市内に所有している全資産を申告してください。

3 提出書類（●：提出が必要）

提出書類		償却資産申告書 (償却資産課税台帳) (黒色)	種類別明細書 (増加資産・全資産用) (緑色)	種類別明細書 (減少資産用) (赤色)
申告者区分				
	初めて申告を行う	●	●	
引き続き 申告を行う	全資産申告を行う場合	●	●	
	増加あり、減少あり	●	●	●
	増加あり、減少なし	●	●	
	増加なし、減少あり	●		●
	耐用年数等の修正	●	●	
	資産の増減がない	●		
	申告する資産がない	●		

電子申告や自社様式を使用しての申告など、本市から送付する申告書以外を使用される場合は、申告書又は封筒の宛名シールに印字されている所有者コードを転記してください。

4 電算処理方式（資産の総計で申告する方式）による申告について

電算処理方式により申告される場合は、増加・減少した資産のみの申告ではなく、令和6年1月1日現在に所有する全ての資産について、評価額等を算出し、申告してください。

資産内容に変更がない場合でも、種類別明細書（自社様式可）を添付してください。

5 インターネットによる申告（電子申告）

本市では、eLTAX（地方税ポータルシステム）での資産の申告を受け付けています。詳しくは、地方税共同機構のホームページを御覧ください。

6 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしない場合は、地方税法第386条及び岩沼市市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により懲役又は罰金に処せられることがあります。

7 実地調査のお願い

地方税法に基づく実地調査を行うことがありますので、御協力をお願いします。

8 固定資産税と国税の取扱い

固定資産税と国税に関して、次のような取扱いの違いがあります。

項目	固定資産税	国 税
償却の方法	定率法	定率法、定額法の選択制
圧縮記帳	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価

II 固定資産税(償却資産)の概要

1 課税標準額・税率・免税点

(1) 課税標準額は令和6年1月1日における評価額で、償却資産課税台帳に登録されたものです。

（一定の条件を満たした資産について、課税標準の特例が適用される場合があります。

詳しくはP5「Ⅲ課税標準の特例について」をご覧ください）

(2) 税率は、100分の1.4です。

(3) 償却資産の課税標準額（全資産の合計額）が150万円未満の場合は、免税点未満として課税されません。

2 固定資産課税台帳の閲覧

資産の所有者、納税義務者等の方は、令和6年4月1日から5月31日までの間（閉庁日を除く。）岩沼市役所市民・税務課の固定資産税係において固定資産課税台帳を閲覧できます。

3 申告の対象となる資産

固定資産税の対象となる資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）とされています。

- (1) 耐用年数が1年以上で取得価額が10万円以上の資産、あるいは取得価額が10万円未満であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されている資産
(耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で一時に損金に算入する資産、取得価額が20万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択した資産を除きます。ただし、貸付(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産は固定資産税の対象となります。)
- (2) 遊休、未稼働資産であっても、今後事業の用に供することができる資産
- (3) 帳簿に記載されていない、いわゆる簿外資産で1月1日現在事業の用に供することができる資産
- (4) 耐用年数を経過し減価償却を終わり、残存価額のみが計上されている資産
- (5) 建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日までに完成し、事業の用に供することができる資産
- (6) 他の事業者へ貸し付けている資産(リース資産)※ただし取得額20万円未満を除く
- (7) 改良費のうち資本的支出として資産に計上された場合は、本体部分と区分して取得年月ごとに申告してください。

4 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税の課税対象となる自動車及び軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車等
※農耕作業用トレーラについては、保安基準の改正により、小型特殊自動車に区分される場合がありますので御注意ください。
- (2) 無形減価償却資産(特許権、実用新案権等)

5 資産の種類と具体例

資産の種類		主な資産の例示
1	構築物	舗装路面、門、塀、フェンス、花壇・緑化施設、看板(広告塔等)、側溝、工場緑化施設、独立キャノピー、街路灯、ゴルフ練習場設備 等
	建物附属設備	受変電・自家発電設備、蓄電池電源設備、屋外給排水・ガス引込設備、袖看板、可動間仕切り、中央監視装置、独立した浄化槽・貯水槽 等
2	機械及び装置	厨房設備、家具又は装備品製造業用設備、デジタル印刷システム設備、農業用設備、総合工事業用設備、ガソリン又は液化石油ガススタンド設備、計量証明業用設備、クリーニング設備、自動車整備業用設備、機械式駐車設備 等
3	船舶	漁船、モーターボート、釣船、遊覧船 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等

資産の種類		主な資産の例示
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車、貨車、客車 等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象を除く。
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、自動販売機、事務机、ロッカー、キャビネット、コピー機、応接セット、テレビ、レジスター、冷蔵庫、洗濯機、看板、金庫、冷暖房機器、理美容機器、衣装、楽器、書籍、消火器具、切削工具、ロール、測定工具、エアコンディショナー 等
		建築設備に附属する備品のうち、資産の申告対象となるもの 電話機・電話交換機、デジタル構内交換設備及びデジタル電話設備、アンプ・スピーカー機器のみ、マイクロホン機器のみ、ネオンサイン、電気時計機器のみ、陳列棚、カーテン、ブラインド 等

6 建築設備の資産と家屋の区分

家屋の建築設備で、家屋と構造上一体となってその効用を高めるものは、家屋評価の対象ですが、事業用建物附属設備等で、固定資産税における家屋評価に含まれないものは、資産に該当します。

- (1) 構造上、家屋と一体となっていないもの（屋外給水塔等）
- (2) 家屋から独立した機器、独立した機器としての性格の強いもの（変電設備、電話交換機等）
- (3) 特定の生産業務の用に供されるもの（動力源である電気設備等）
- (4) 顧客の求めに応じるサービス設備（百貨店、旅館、飲食店、病院等の厨房設備、洗濯設備等）

設備の種類	資産として取り扱うもの	家屋として取り扱うもの
受変電設備	自家用発電設備、受変電設備	
予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備（配線を含む）	
中央監視制御装置	中央監視制御装置（配線を含む）	
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線、配管
動力配線設備	特定の生産又は業務用設備（動力分電盤、動力操作盤、配線、配管等）	左記以外の設備
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線、配管
インターホン設備	インターホン機器	配線、配管
火災報知設備	屋外のもの（配線を含む）	屋内のもの 機械、配線、配管
拡声装置 電気時計設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の装置、時計、配電盤等の装置・器具類	配線、配管
ガス供給設備	屋外の配管	屋内の配管、バルブ等
給排水設備	屋外の給排水設備、独立高架水槽、井戸等	屋内の給排水設備
給湯設備	湯沸器、貯湯槽、バーナー、独立煙突、ボイラー（事業用）、局所式給湯設備	中央式給湯設備一式

設備の種類	資産として取り扱うもの	家屋として取り扱うもの
衛生設備、換気設備		浴槽、シャワー、手洗器、浄化槽、換気扇等
消火設備	消火栓設備のホース、ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
冷暖房設備	ルームエアコンディショナー (ウインド型・壁掛け型)	中央式空調設備 個別空調機器(換気用機器等)
避雷設備		設備一式
運搬設備	工場等のベルトコンベアー設備	エレベーター、エスカレーター設備、小荷物専用昇降機
間仕切	つい立て程度のもの	容易に取り外せないもの
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (百貨店、旅館、飲食店、病院等)	サービス設備以外の設備
外構工事	駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設、フェンス、自転車置き場等	不動産登記法により登記できる 車庫、物置、カーポート

III 課税標準の特例について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する資産がある場合は、当該種類別明細書の摘要欄に該当条項を記載してください。新規取得の場合には、特例内容に係る資料の添付が必要です。下記以外にも特例の対象となる場合がありますので詳しくは市ホームページを御覧ください。

1 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例

東日本大震災により滅失・損壊した資産（被災償却資産）に代わる資産（被災代替償却資産）を、令和6年3月31日までの間に取得又は改良した場合には、取得の翌年から4年度分の固定資産税の課税標準が2分の1となります。なお、当該特例の適用を受けようとする場合には、別途申請が必要です。

提出書類

- ・東日本大震災代替特例適用申告書
- ・固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表
- ・被災資産が東日本大震災により滅失、損壊した旨を証する書類（り災証明の写し等）

2 特定再生可能エネルギー発電設備に関する課税標準の特例について

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第2条第3項に規定する発電施設で、令和6年3月31日までに取得した資産について、取得の翌年から3年度分の固定資産税の課税標準が減額されます。

(1) 特定太陽光設備

「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備が特例の対象となります。

出力規模	特例割合
1,000kw 未満	3分の2
1,000kw 以上	4分の3

提出書類

- ・固定資産税特例適用申告書
- ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し
- ・仕様書、見積書等

(2) 特定風力・水力・地熱・バイオマス発電設備

経済産業大臣による再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けた設備が対象で、3年間課税標準がその発電能力に応じ2分の1から4分の3となります。

提出書類

- ・固定資産税特例適用申告書
- ・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
- ・電力事業者と締結している特定契約書の写し
- ・仕様書、見積書等

3 中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例

中小企業等経営強化法に基づき先端設備等導入計画の認定を受け、取得した一定の先端設備等について、3年間課税標準が2分の1に軽減されます。さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合には、令和6年3月31日までに取得した資産は5年間、令和7年3月31日までに取得した資産は4年間に限り課税標準が3分の1に軽減されます。

※令和5年3月31日までに認定を受け取得したもの（旧制度での取得）については最初の3年間課税標準がゼロになります。

対象

・市が策定する「導入促進基本計画」に基づき「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小事業者・小規模事業者が対象となります。

※先端設備等導入計画の申請先と資産の申告先は異なります。

先端設備等導入計画の申請は、産業振興課へお問い合わせください。

提出書類

- ・固定資産税特例適用申告書
- ・「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し
- ・「先端設備等導入計画にかかわる認定について（認定通知書）」の写し
- ・リース会社が申告する場合：「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書の写し」

○令和5年3月31日までに認定を受けて資産を取得した場合（旧地方税法附則第64条）

- ・「工業会等による仕様書等証明書」の写し
- ・先端設備等に係る誓約書（工業会等の証明書が導入計画の認定申請に間に合わず認定後に追加提出する場合のみ提出が必要です）

○令和5年4月1日以降に認定を受けて資産を取得した場合（地方税法附則第15条第45項）

- ・「認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書」の写し
- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（雇用者給与等支給額の増加に係る事項が記載された認定先端設備等導入計画を作成した場合のみ提出が必要です）

IV 資産の価額の算出方法について

減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中 取得 ㉠	前年前 取得 ㉡		前年中 取得 ㉠	前年前 取得 ㉡		前年中 取得 ㉠	前年前 取得 ㉡
2	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	60	0.981	0.962
21	0.948	0.896	41	0.972	0.945	61	0.981	0.963

種類別明細書（増加資産・全資産用）の価額について

次の算出によって計算した資産の価額を記載してください。

① 前年中に取得した資産：取得価額×㉠

例：取得価額 1,500,000 円、耐用年数 4 年の資産の場合

$$1,500,000 \text{ 円} \times \text{前年中取得減価残存率 (0.781)} = 1,171,500 \text{ 円}$$

② 前年前に取得した資産：前年度評価額×㉡

例：取得価額 1,500,000 円、耐用年数 4 年、前年度評価額 1,171,500 円の資産の場合

$$1,171,500 \text{ 円} \times \text{前年前取得価額減価残存率 (0.562)} = 658,383 \text{ 円}$$

③ 前年前に取得した資産で新たに課税される資産：取得価額×㉠×㉡ⁿ⁻¹

※n は、当該資産を取得した年から前年までの経過年数となります。

(評価額を求める年度－取得年次)

例：取得価額 1,500,000 円、耐用年数 4 年、経過年数 3 年の資産の場合

$$1,500,000 \text{ 円} \times 0.781 \times (0.562)^{(3-1)} = 370,011 \text{ 円}$$